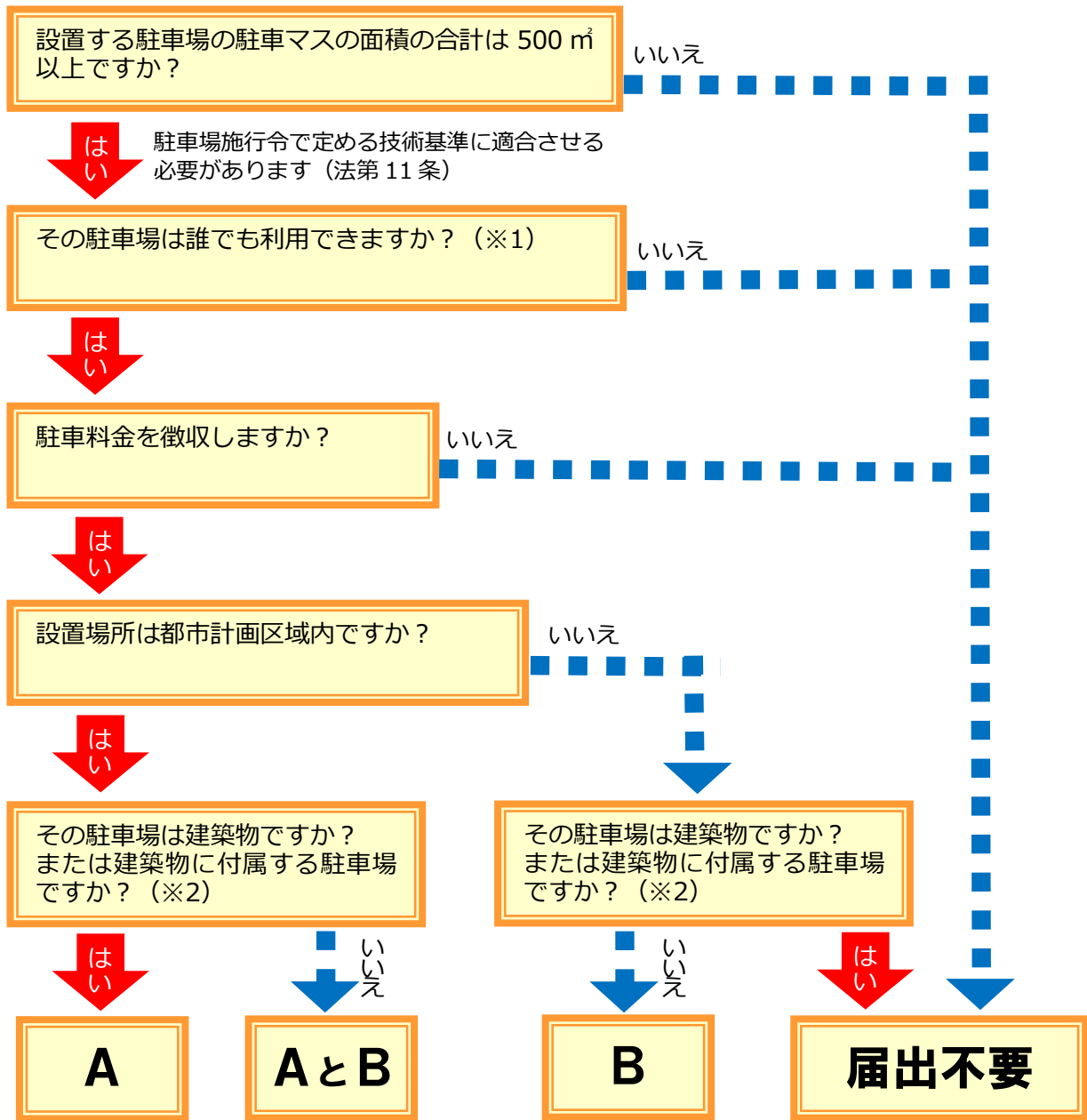


# 路外駐車場の設置届出のフローチャート



業務運営の基本となるべき「管理規定」を定め、供用開始後 10 日以内に知事に届け出ること (法第 13 条)

**A ⇒ 路外駐車場設置の届出が必要 (駐車場法第 12 条)**

**B ⇒ 特定路外駐車場設置の届出が必要 (バリアフリー新法第 12 条)**

※1…不特定多数の利用者が自由に利用できる駐車場 (商業施設や病院などの駐車場で専用駐車場と明記したうえで、さらに駐車場の入口で一般の利用ができないように区別するなど厳密に専用駐車場となっている場合は「誰でも利用できる」とはならない)

※2…建築物に付属する駐車場とは、商業施設や病院などの施設に付属されている駐車場のこと (特定路外駐車場は、建築物である駐車場や建築物の特定施設としてその建築物の敷地に設けられる駐車場以外の平面駐車場のみが該当する)